

# 本号で公布された 法令のあらまし

◇産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第二一八号）（経済産業省）

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七〇号）の施行期日は令和三年八月二日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とすることとした。

◇産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一九号）（経済産業省）

一 産業競争力強化法施行令の一部改正関係  
1 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に係る指定金融機関等を規定することとした。（第五条及び第六条関係）  
2 認定事業適応関連措置の内容等を規定することとした。（第七条、第一一条関係）  
3 認定事業再編関連措置に、株式交換等であつて、その実施に長期資金の借入れを必要とするものを追加することにも、認定特別事業再編関連措置に係る規定を削除することとした。（第一六条関係）  
4 無担保保険の保険関係から、中小企業等経営強化法の創業等関連保証を削除することとした。（第二八条関係）

二 中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係  
特定事業者及び特定事業者等の範囲について定めることとした。（第四条及び第五条関係）  
三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令の一部改正関係  
特定事業者の範囲について定めることとした。（第二条関係）

四 下請中小企業振興法施行令の一部改正関係  
1 振興事業計画の申請主体となる団体の要件である定款又は規約の基準に係る規定を削除することとした。（第二条関係）

2 下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険料率について定めることとした。（第三条関係）  
五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係  
独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う業務の範囲について所要の見直しを行うこととした。（第三条関係）

六 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正関係  
銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用に関し、読み替える法令の規定に産業競争力強化法施行令第一一条第一号を追加することとした。（附則第一四条第二項関係）

七 経済産業省組織令の一部改正関係  
経済産業政策局総務課の所掌事務に中小企業等経営強化法の施行に関すること（中小企業者に係るものを除く。）を追加することとした。（第二二条及び第一六二条関係）  
八 国土交通省組織令の一部改正関係  
不動産・建設経済局建設市場整備課の所掌事務から中小企業等経営強化法の基本方針の策定に関する事務のうち建設業者等に係る創業に関するものを削除することとした。（第八〇条関係）

九 関係政令の整理  
その他関係政令の所要の規定の整理を行うこととした。（第四条及び第一〇条関係）  
十 附則  
1 創業等関連保証に係る保険関係に係る保険料率に関する経過措置について定めることとした。（附則第二項関係）  
2 この政令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行することとした。

## 政 令

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

令和三年七月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

### 政令第二一八号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令  
内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七〇号）附則第一条（第一号から第三号までを除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。  
産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行期日は令和三年八月二日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は令和四年四月一日とする。

内閣総理大臣 菅 義偉  
総務大臣 武田 良太  
財務大臣 上川 陽子  
文部科学大臣 萩生田 光一  
厚生労働大臣 野村 憲久  
農林水産大臣 田上浩太郎  
経済産業大臣 梶山 弘志  
国土交通大臣 赤羽 一嘉  
環境大臣 小泉進次郎

令和三年七月三十日

内閣総理大臣 菅 義偉

### 政令第二一九号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令  
内閣は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七〇号）の施行に伴い、並びに同法附則第二十条及び関係法律の規定に基づき、並びに産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、この政令を制定する。

（産業競争力強化法施行令の一部改正）  
第一条 産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「第十二条第十三号」を「第六条第十五号、第十条第十四号及び第十九条第十三号」に、「第二十五条第十五号」を「第二十九条第十五号」に改める。  
第二条第一項中「第二条第十八項第五号」を「第二条第二十二項第五号」に改め、同条第二項中「第二条第十八項第八号」を「第二条第二十二項第八号」に改め、同項第八号中「第二条第十八項第一号」を「第二条第二十二項第一号」に改める。  
第三条中「第二条第二十八項」を「第二条第三十二項」に改め、同条第六号中「信用協同組合連合会」の下に「中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。」を加える。